

令和元年度(第11回)小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施

一般社団法人 広島県法人会連合会女性部会連絡協議会（以下、略して「県女連協」）と共催して、第11回、小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

当会女性部会では、17校から260作品の応募があり、入選作品以上を庄原ショッピングセンター「ジョイフル」店内へ「税を考える週間（11月11日～17日）中、納税貯蓄組合連合会主催の「中学生、習字・作文」および庄原間税会主催の「税の標語」に併せて展示させて戴き、今回6回目3会合同の表彰式を、庄原間税会が当番幹事として庄原地区租税教育推進協議会の協力を戴き、盛大に開催されました。

また、優秀作品5点を県女連協主催の絵はがきコンクールに出品。2点が銀賞と入選に選ばれました。（2年1月26日広島市で表彰式）

なお、作品は1月まで市役所各支所ロビーにも展示させて戴きました。

来年も、9月上旬までに「税に関する絵はがき」を作画してコンクールに応募して戴きますよう関係機関のご協力をお願いいたします。



法人会長賞を授与される三宅会長(中)



女性部会長賞を授与される青木女性副部会長(中)

第11回令和元年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞者

賞	県女連協	学校名	氏名
庄原税務署長賞		庄原	國 利 育 叶
庄原市教育委員会教育長賞		峰田	森 永 彩 水
庄原地区租税教育推進協議会代表幹事賞		東城	黒 谷 なつみ
(公社)庄原法人会長賞	入選	板橋	山 下 咲 希
(公社)庄原法人会女性部会長賞	銀賞	美古登	福 本 心 春



絵はがきコンクールで特別賞を受賞された方々



絵はがきコンクール審査風景



審査員左から 赤木女性部会長、三宅会長、青木水庄会会員、山本庄原税務署長、赤木庄原市教育委員会指導主事

令和元年度 税に関する絵はがきコンクール入選作品

庄原税務署長賞



庄原小6年 國利 育叶

庄原市教育委員会教育長賞



峰田小6年 森永 彩水

庄原地区租税教育推進協議会代表幹事賞



東城小6年 黒谷なつみ

(公社)庄原法人会長賞



板橋小6年 山下 咲希

(公社)庄原法人会女性部会長賞



美古登小6年 福本 心春

審査委員特別賞



東小6年 奥田 桜楓



庄原小6年 黒野 真之



永末小6年 橋口 陽斗



東城小6年 地子給 冴和



高野小6年 松木 萌夏



東小6年 田岡 千乃



高小6年 井元 良紀



庄原小6年 川本 小夏



板橋小6年 本田りんと



川北小5年 土居 穂香



板橋小6年 藤光 美緒



永末小6年 永井さくら



庄原小6年 金井 聖直



庄原小6年 渡邊 銀影



板橋小6年 風谷しろう



高小5年 藤崎 桃佳



庄原小6年 古川 凛



庄原小6年 平田 悠華



庄原小6年 田中 虹輝



庄原小6年 田中 優丞



庄原小6年 大谷夏南太



総領小6年 佐々木 稟子



小奴可小6年 赤木 健朗



高野小6年 坂口 菜音



東小6年 木谷 謙吾



パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 税務署に行く手間がかかりません！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告

確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想96%の方が役立つ
と回答

STEP

2

申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード

取得方法は裏面
を見てね！

② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

重要書類	
本人用	ID・パスワード方式の届出完了通知 (ID・PW)
本人用	(見本) ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード！
本人用	ID・パスワード方式の届出完了通知 (ID・PW)

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成
はこちらから！

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済、1ヶ所）	給与所得（年調済1ヶ所、年調未済・2ヶ所以上に 対応）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	-	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）



開発中の画面ですので、
実際の画面と異なる場合
があります。

雑損控除も受け
られます

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。



対象端末の一覧
はこちらから！



（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。



県税からのお知らせ

○納税証明の申請には請求者本人を確認できる運転免許証等が必要です。

「県税納税証明書（県税に関する証明書）」を県税の窓口で請求される場合は、なりすましやその他不正な手段による請求を防止するため、窓口に来所された方の本人確認を実施しています。（**本人確認のため運転免許証等をご持参ください。**）

※ 代理人の場合は、代理人の本人確認並びに委任状又は請求書委任欄に納税者記名・押印が必要です。

※ 納付（納入）税額証明書や滞納なし証明書などの交付請求の際に実施します。

（自動車の継続検査（車検）・構造等変更検査用納税証明書は除きます。）

交付請求書の様式や、来所された方の本人確認の方法の詳細については、県ホームページ等をご覧ください。

※ 郵送で請求される場合は、事前に県税事務所にお問い合わせください。



○法人の申告はエルタックスで。

地方税の電子申告 eL T A X を利用してみませんか？

eL T A X（エルタックスと読みます。）とは、インターネットによる地方税に関する総合窓口システムで、一般社団法人地方税電子化協議会が運営しています。

法人の皆さんは、このシステムにより、確定申告書、予定申告書、設立届や異動届を提出することができます。

▶ 利用時間：8時30分から24時

※ 土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く

（毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。）

※ **2019年10月から、地方税共通納税システムスタート！！**

e L T A X をご利用いただいて、個人住民税（特別徴収分）などが複数の地方公共団体へ一括して電子納税を行うことができるようになりました。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[エルタックスについてのお問い合わせ先]

▶ eL T A X ホームページ <http://www.eltax.jp/>

▶ ヘルプデスク 電話 0570-081459
（つながらない場合は 03-5521-0019）

▶ 受付時間：9時～17時

※ 土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く

エルタックスをご利用ください。



お問い合わせ先 北部県税事務所 電話（代表）：(0824) 63-5181

納税証明書交付請求書、法人の設立届・異動届様式や納付書などを広島県ホームページ（県税のページ）からダウンロードできます。ぜひご利用ください。

県税のページアドレス：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)を
まだ実施されていない事業主の皆さまへ

2020年度から個人住民税が 原則^{すべて}特別徴収となります。



広島県では、全 23 市町で 2020 年度から、従業員の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。まだ特別徴収を実施されていない場合は 2020 年 6 月からの給与からの天引きにそなえて従業員の方への周知や会計システムの見直しなど事前準備を早めに行ってください。

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？

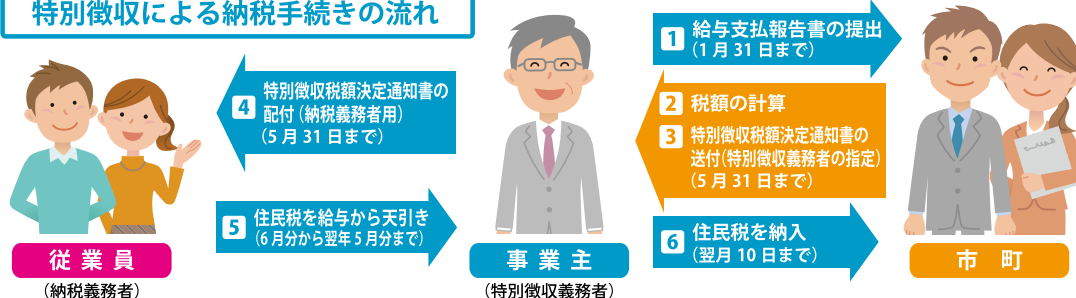
- ✓ 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。
- ✓ 事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべて[※]の従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

すでに給与から特別徴収されている場合は、これまでの取り扱いから変更はありません。

※ 普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについてはウラ面をご覧ください。

特別徴収による納税手続きの流れ



特別徴収 Q & A

Q どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、**事業主は原則として特別徴収しなければなりません。**

Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが・・・

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により、特別徴収しなければならないことになっています。したがって、**従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。**

Q 特別徴収にするメリットはあるのですか？

事業主

個人住民税の税額計算を市町が行うので、通知された税額を納めていただくだけです。所得税のように事業主が**税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。**

従業員が常時10人未満の事業所には、市町に申請することにより年12回の納期を**年2回とする制度**があります。

従業員

金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。また、特別徴収は納期が年12回なので、**普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくすみます。**

普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについて

次のような特別徴収できない方がいる場合は、市町への「普通徴収切替手続き」が必要です。詳しくは下記HPをご覧ください。各市町の担当課までお問い合わせください。

- A** 退職者・5月末日までに退職予定の方(休職者を含む)
- B** 給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方
- C** 給与が毎月は支給されない方(不定期支給)
- D** 他の事業主から特別徴収されている方(乙欄該当者)

一部の市町では当面、従業員2人以下の事業所は普通徴収とされる場合があります。詳しくは各市町にお問い合わせください。



特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	江田島市	税務課	0823-43-1636
呉市	市民税課	0823-25-3196	府中町	税務課	082-286-3143
竹原市	税務課	0846-22-7732	海田町	住民課	082-823-9204
三原市	市民税課	0848-67-6031	熊野町	税務課	082-820-5603
尾道市	市民税課	0848-38-9152	坂町	税務住民課	082-820-1503
福山市	市民税課	084-928-1021	安芸太田町	税務課	0826-28-2114
府中市	税務課	0847-43-7121	北広島町	税務課	050-5812-1852
三次市	税務課	0824-62-6122	大崎上島町	住民課	0846-65-3114
庄原市	税務課	0824-73-1146	世羅町	税務課	0847-22-5300
大竹市	市民税務課	0827-59-2128	神石高原町	住民課	0847-89-3334
東広島市	市民税課	082-420-0910	制度の内容や手続きなどの詳細は 広島県 個人住民税特別徴収 検索		
廿日市市	税務課	0829-30-9113			
安芸高田市	税務課	0826-42-5614			

制度の内容や手続きなどの詳細は

広島県 個人住民税特別徴収

検索



【このチラシに関するお問い合わせ】 広島県総務局 税務課 ☎082-513-2329

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

Dai-DO 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/
広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
TEL 082-535-6010

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail: sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

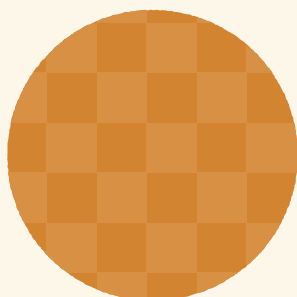
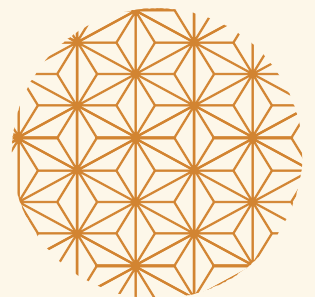
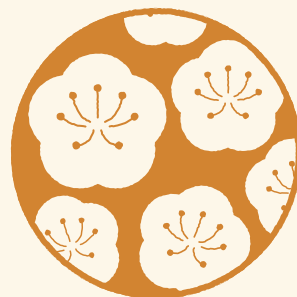
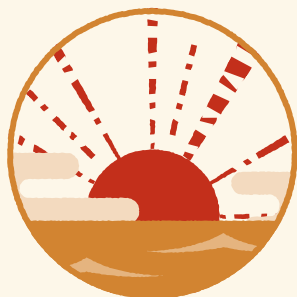
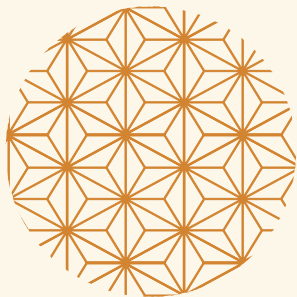
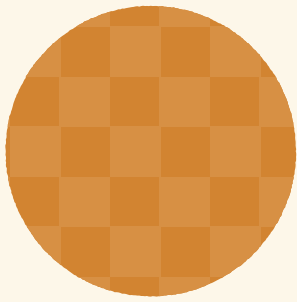
竹内光義 (副会長・広報総括)
井田由也 (広報副委員長)
迫田英伸 (広報委員)
定丸義輝 (専務理事)

塩本誠二 (広報委員長)
藤谷善久 (広報委員)
安部隆弘 (広報委員)

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和二年



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

広島総合支社

広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)